

1. 監査指導の結果について

① 私立認可保育所等

	施設数	実施数
平成 30 年度実施	12	12

② 小規模保育事業所

	施設数	実施数
平成 30 年度実施	5	5

2. 主な指摘事項について

- ・ 物品購入の際は決裁を起案し、責任者の承認を得ること。
- ・ 地震の想定を踏まえ、軽量なものでも午睡をする乳幼児の部屋では、乳幼児の頭より上の場所に備品を置くことは避けること。やむを得ない場合は落下措置を講ずること。
- ・ 経理規程を作成すること。
- ・ 給食のエネルギーの数値を目標値の±10パーセントに見直すこと。
- ・ 給食の食品構成の見直しを行うこと。
- ・ 給食について、マニュアルや食品接種基準等はいつでも確認できる状態にすることが望ましい。
- ・ 寄附金を受領した場合は、寄附金台帳に記載すること。
- ・ 実費徴収した現金は手許に置かず、金融機関に速やかに預けること。
- ・ 所長及び主任保育士設置加算をしているが、恒常的にローテーション入りしている疑義があるので、適正な処置を施すこと。
- ・ 重要事項説明の際は、保護者が押印し内容を承知したという書面を残すことが望ましい。
- ・ 保育園の都合で休園する場合は、必ず保護者の希望を募り保育が必要な場合は開園すること。
- ・ (施設の) 自己評価を実施すること。
- ・ 苦情解決のため、中立的立場の第三者委員を設置すること。
- ・ 公用車を個人所有のもので併用しているので、それぞれの走行記録をつけ、公私の区別をつけること。
- ・ 決裁行為のために理事長のいる遠方まで公用車を日々使用しているが、合理的とはいえないので、改善を行うこと。
- ・ 仕訳作業において、適正な勘定科目で計上すること。
- ・ 施設会計で処理するものと本部会計で処理するものを明確に区分すること。
- ・ 支出された請求書や稟議書が見あたらないので後日提出すること。

- ・入口の見やすいところに、利用者・保護者への情報提供として、重要事項の抜粋などを掲示または誰でも閲覧できる状態にしておくこと。
- ・職員配置について、本市の配置基準を下回る時間が散見されたので改善を行うこと。
- ・経理規程の支出限度額を超えているものが見られたので、規程を遵守すること。
- ・検食簿の記録について、子供にとってどうかという観点かを記録してほしい。
- ・法人本部が行った契約であっても、施設会計から支出を負担しているものについては、契約書のコピーを備えておくこと。
- ・固定資産の現状把握が正しく行われていないので、改善すること。
- ・職員の資質向上のため研修に積極的に派遣し、復命等を通じて他の職員への周知・情報共有を行うこと。
- ・苦情処理の記録簿を作成すること。